

○議長（吉田敏郎）

日程第 7 議案第 57 号 開成町下水道条例の一部を改正する条例を制定することについて、を議題といたします。提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、製造業等の特定事業場から排除される下水の水質基準の緩和を行うことにより、事業所撤退の抑制及び新規事業所の誘致促進を図るため、開成町下水道条例の一部を改正する条例の制定を提案をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当部長に求めます。

都市経済部長。

○都市経済部長（井上 新）

それでは、議案を朗読させていただきます。

議案第 57 号 開成町下水道条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町下水道条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

令和 2 年 12 月 4 日提出、開成町長、府川裕一。

まず、それでは、今回の条例改正の概要について、説明をさせていただきます。

今回の条例改正は、開成町下水道条例に定める水質規制評価基準の廃止についての内容となっております。

まず、水質規制評価の現状について、説明をいたします。

本町を含めた酒匂川流域下水道を使用する 3 市 7 町、こちらは足柄上郡 5 町及び南足柄市、小田原市、秦野市、二宮町、箱根町となります。こちらでは、公共下水道へ流すことができる下水の水質基準について、下水道法及び同法施行令に基づき、各市町の条例において定めております。

特に、製造業、またはガス供給業については、同条例において、さらにもう一段厳しい水質基準を設け、規制の強化を実施をしております。

続きまして、水質規制評価基準の廃止に係る背景といたしましては、流域下水道を管理している神奈川県から、水質評価基準を廃止しても、処理場からの放流水の安全性に影響がないこと、また長期的には、企業誘致につながる可能性もあること等踏まえ、製造業またはガス供給業に対する水質規制評価基準を廃止し、規制を緩和することを提案され、協議の結果、関連市町間で合意に至ったところです。

このようなことから、酒匂川流域下水道の構成自治体である 3 市 7 町の条例で規定している規制強化部分について、所要の改正を行い、令和 3 年 4 月 1 日から施行できるよう準備を進めているところです。

また、具体的な規制緩和の内容といたしましては、排水温度、アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質それぞれ規制強化数値を下水道法での基準値にするものでございます。

それでは議案の 1 ページを御覧ください。

開成町条例第 号 開成町下水道条例の一部を改正する条例。

開成町下水道条例（昭和 6 3 年開成町条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

表を御覧ください。右側が改正前、左側が改正後でございます。ここで 1 ページ目の第 7 条特定事業場からの下水の排除の制限の第 2 項。それと 3 ページ目でございます、第 8 条、除害施設の設置等の第 2 項において、それぞれ規制強化部分を規定しております。今回、この規定部分を改正後は、いずれも削除をするものでございます。

附則といたしまして、この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく、御審議のほど、お願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

1 1 番、前田議員。

○ 1 1 番（前田せつよ）

1 1 番、前田せつよでございます。町長から提案理由の中で、下水の水質基準の緩和を行うと。それによって、事業所撤退の抑制及び新規事業所の誘致促進を図ると、この文言だけを聞いてございますと、何か環境の保全ということからは、何か逆行するようなイメージもございますが、今、部長答弁の中では、いやいや、そんなことはないのだと、しっかり評価基準を廃止したとしても大丈夫だというような御説明だったというふうには聞いておるのですが、この酒匂川流域下水道の地域よりも、一足先に、相模川流域下水道においても、この規制の強化を廃止したというような背景があるというふうに聞き及んでございますが、その辺の背景という点から、相模川流域下水道の決定に影響されて、この酒匂川流域下水道の強化の廃止というものにも及んでいるものなのかどうなのか、その辺の背景について、もう一重、御説明願えたらと存じます。

○議長（吉田敏郎）

環境上下水道課長。

○環境上下水道課長（田中栄之）

それではお答えをさせていただきたいと思います。まず、県のほうで協働で流域で処理をしているのは、議員御発言のとおり、相模川流域と酒匂川流域と 2 つございます。基本的には、その 2 つとも、ほぼ、同時期からこちらのほうの検討を始めたわけですが、結果においては、相模川流域のほうが一足早く、その規制を緩和したということでございます。

この背景について、少し詳しくお話をさせていただきますと、酒匂川流域におき

ましては、昭和５７年に流域下水処理場のそれが開始をされました。この時点で、当時は初めてやるということで、多種多様な事業場からの排水の流入が想定をされてございました。よって、それに伴う処理場への影響を正確に捉えることが困難であったということから、より強い規制を掛けて、処理場へのリスクを軽減しようという目的で制定をされたものでございます。この場合はやむを得ない必要な措置として、複数の項目について、規制を強化したという背景があったというふうに聞いてございます。

ただ、今般、長い期間、この処理場を利用する中で、また、排水する方々の水質の保全・維持という観点から、流入の水質が非常に安定しているということから、厳しい強化をしなくても大丈夫ではないかということで、基本的には、先ほど申し上げたように、法律上はもう少し緩い規定であるわけですから、そこに合わせていっても、現在の扇町にあります水処理センター、全くそういうのには問題もございませんし、放水水質にも問題がないということが確認をされましたので、そこで３市７町足並みをそろえる形で、基本的には、１２月議会で全て条例改正が上程をされているというような状況でございます。

説明は以上です。

○議長（吉田敏郎）

１１番、前田議員。

○１１番（前田せつよ）

１１番、前田せつよでございます。今、課長から答弁をいただいたように、一足早くということで、お隣の相模川流域の場合は、一足早く、でも、相模川流域下水道の場合は、９市４町村ということで、かなり広範囲にわたり、また、自治体数も酒匂川流域下水道よりも多い中で、９年前でしょうか、そういう廃止ということがなされたわけですが、ちょうど９年前となりますと、流域における個別の下水道計画が上位計画の、流域別下水道整備総合計画というのにも、大きくこの辺というのが影響を受けているのかどうなのか、最後に、上位計画との関係性というものがもしあるようでしたら、御答弁願いたいと存じます。

○議長（吉田敏郎）

環境上下水道課長。

○環境上下水道課長（田中栄之）

それではお答えをさせていただきたいと思います。相模川流域につきましては、平成２２年度の全体計画の見直し作業のときに、排除基準について検証をして、規制対象となる施設から流域下水道に排水される汚水の合計量が、全体の汚水量の４分の１を下回ったということで、下水処理場で問題なく処理できるという判断をされたものでございます。ここの詳しい数字はともかくとしまして、酒匂川流域におきましても、現在は一般家庭からの流入がかなり増えてございますので、工場からの排水が４分の１を下回るということから、安定した水質が維持できるという判断で、少し遅れましたけれども、いわゆる工場排水と一般家庭等の排水の割合から、

4分の1と、こういった数字の中で、少し遅れた判断となったというふうに承知をしているところでございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

11番、前田議員。

○11番（前田せつよ）

様々な角度から詳細にわたる御答弁をいただきました。承知をいたしました。ありがとうございました。

○議長（吉田敏郎）

ほかに質疑ございませんか。よろしいですか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論もないようですので、採決を行います。

議案第57号 開成町下水道条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんか、よろしいですか。

（賛成全員）

○議長（吉田敏郎）

それでは、採決を締め切ります。

採決の結果、賛成全員によって、可決しました。